

東海旅客鉄道株式会社 I Cカード乗車券運送約款の一部改正（利用エリアの拡大等に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p>	<p>(前略)</p>
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容ご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款（平成20年3月社通達第73号）第2条第1項第15号に定めるEX-ICカード等として使用する場合（以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。）については、<u>EXサービス運送約款</u>の定めるところによります。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容ご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款（平成20年3月社通達第73号。<u>以下「EX約款」といいます。</u>）第2条第1項第15号に定めるEX-ICカード等として使用する場合（以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。）については、<u>EX約款</u>の定めるところによります。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 (注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。</p>	<p>3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 (注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。</p>
<p>(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）</p>	<p>(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(10) <u>EXサービス運送約款（平成20年3月社通達第73号。以下「EX約款」といいます。）</u></p>	<p>(10) <u>EX約款</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(用語の意義)</p>	<p>(用語の意義)</p>
<p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p>	<p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p>
<p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。（TOICA定期券の発売）</p>	<p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。（TOICA定期券の発売）</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(14) 「乗車券類等」とは、TOICA乗車券用の自動券売機によりSFと引き換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券、並びに当社が別に認めたものをいいます。</p>	<p>(14) 「乗車券類等」とは、<u>当社が別に定める</u> TOICA乗車券用の自動券売機によりSFと引き換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券、並びに当社が別に認めたものをいいます。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(契約の成立時期及び適用規定)</p>	<p>(契約の成立時期及び適用規定)</p>
<p>第4条 TOICA乗車券に関する契約の成立時期は、TOICA乗車券を購入したときとします。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）に関する契約の成立時期は、当該EX-ICカード（TOICA機能付き）を発行したときとします。</p>	<p>第4条 TOICA乗車券に関する契約の成立時期は、TOICA乗車券を購入したときとします。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）に関する契約の成立時期は、当該EX-ICカード（TOICA機能付き）を発行したときとします。</p>

現行	改正
<p>2 個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。(TOICA定期券における定期乗車券の機能を除きます。)また、第8条第3項の規定により乗車券類等との引換えに使用する場合には、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けたときとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(利用エリア)</p> <p>第7条 当社線におけるTOICA乗車券の利用エリア(以下「利用エリア」といいます。)は別表第1に定める範囲とし、発着、経由とも利用エリアを越えて<u>のご利用</u>はできません。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社以外の交通事業者(以下「他社」といいます。)が経営する路線(以下「他社線」といいます。)のうち別表第1の2に定めるものに乗車する場合であって、当該別表に定める接続駅において当社線と乗り継ぐときは、当該他社線と<u>利用エリア</u>をまたがって乗車することができます。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第32条第2項又は第3項の規定により発売するTOICA定期券は、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間内において<u>ご利用</u>できます。</p> <p>(使用方法)</p> <p>第8条 TOICA乗車券を使用して乗車するときは、同一のTOICA</p>	<p>2 個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします(TOICA定期券における定期乗車券の機能を除きます。)<u>また</u>、第8条第3項の規定により乗車券類等との引換えに使用する場合には、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けたときとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(利用エリア)</p> <p>第7条 当社線におけるTOICA乗車券の利用エリア(以下「利用エリア」といいます。)は別表第1に定める範囲とし、発着、経由とも利用エリアを越えて<u>TOICA乗車券を使用して乗車すること</u>はできません。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社以外の交通事業者(以下「他社」といいます。)が経営する路線(以下「他社線」といいます。)のうち別表第1の2に定めるものに乗車する場合であって、当該別表に定める接続駅において当社線と乗り継ぐときは、<u>当社線</u>と当該他社線とをまたがって<u>TOICA乗車券を使用して乗車</u>することができます。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第32条第2項又は第3項の規定により発売するTOICA定期券を<u>所持する旅客</u>は、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間内において、<u>当該TOICA定期券を使用して乗車</u>することができます。</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、利用エリアのうち身延線中甲府・鯉沢口間(以下「身延線北部エリア」といいます。)の各駅と利用エリアのうち身延線北部エリア以外の各駅との相互間については、身延線中鯉沢口・西富士宮間を通過してTOICA乗車券を使用して乗車することができます。この場合、落居・沼久保間の各駅で出場することはできません。</u></p> <p><u>5 第1項の規定にかかわらず、別表第2に定める各駅(以下「TOICA乗車券乗降可能駅」といいます。)において入場又は出場する旅客は、次の各号により、TOICA乗車券を使用して乗車することができます。</u></p> <p><u>(1) TOICA乗車券乗降可能駅相互間を乗車する場合</u></p> <p><u>(2) 利用エリア内の各駅とTOICA乗車券乗降可能駅との相互間を乗車する場合。ただし、入場又は出場する利用エリア内の駅が高山本線中岐阜・美濃太田間の各駅以外の駅である場合は、高山本線に運転する特別急行列車に乗車するときに限ります。</u></p> <p>(使用方法)</p> <p>第8条 TOICA乗車券を使用して乗車するときは、同一のTOICA</p>

現行	改正
<p>乗車券により旅行開始駅及び旅行終了駅で自動改札機による改札を受けて入場及び出場しなければなりません。</p>	<p>乗車券により旅行開始駅及び旅行終了駅で自動改札機による改札を受けて入場及び出場しなければなりません。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、TOICA乗車券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を除きます。）は、次の各号により使用することができます。</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、TOICA乗車券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を除きます。）は、次の各号により使用することができます。</p>
<p>(1) TOICA乗車券用の自動券売機で、TOICA乗車券に記録されているSFと乗車券類等とを引き換えること</p>	<p>(1) <u>当社が別に定める</u> TOICA乗車券用の自動券売機で、TOICA乗車券に記録されているSFと乗車券類等とを引き換えること</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(発売箇所)</p>	<p>(発売箇所)</p>
<p>第9条 当社におけるTOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX約款第1条第3項にいう「<u>EXサービス公式ウェブサイト</u>」に掲げる会員規約等（以下「EXサービス規約」といいます。）に基づき取り扱うものとします。</p>	<p>第9条 当社におけるTOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX約款第1条第3項にいうEXサービス公式ウェブサイトに掲げる会員規約等（以下「EXサービス規約」といいます。）に基づき取り扱うものとします。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(ご利用条件等)</p>	<p>(ご利用条件等)</p>
<p>第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。</p>	<p>第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>3 次の各号の1に該当する場合には、TOICA乗車券は自動改札機で使用することができません。</p>	<p>3 次の各号の1に該当する場合には、TOICA乗車券は自動改札機で使用することができません。</p>
<p>(1) 出場時に、当該TOICA乗車券のSF残額が、第20条又は第33条の規定により減額する片道普通旅客運賃相当額に満たないとき</p>	<p>(1) 出場時に、当該TOICA乗車券のSF残額が、第20条又は第33条の規定により減額する片道普通旅客運賃相当額に満たないとき</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(5) 国府津駅における入場時に、当該TOICA乗車券のSF残額が別に定める額に満たないとき。ただし、TOICA定期券を使用する場合であって、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間内の駅から入場する場合を除きます。</p>	<p>(5) 国府津駅<u>及び甲府駅</u>における入場時に、当該TOICA乗車券のSF残額が別に定める額に満たないとき。ただし、TOICA定期券を使用する場合であって、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間内の駅から入場する場合を除きます。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(SF利用履歴の確認)</p>	<p>(SF利用履歴の確認)</p>
<p>第17条 旅客は、TOICA乗車券の利用履歴を当社が別に定めるTOICA乗車券用の自動券売機又は自動精算機により次の各号に定めるとおり確認することができます。</p>	<p>第17条 旅客は、TOICA乗車券の利用履歴を当社が別に定めるTOICA乗車券用の自動券売機又は自動精算機により次の各号に定めるとおり確認することができます。</p>

現行	改正
<p>(1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算し、又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱箇所又は普通旅客運賃収受対象区間、取扱月日及び取扱後のSF残額、チャージを行った場合の取扱月日及び取扱後のSF残額、並びにSFを使用して商品購入等を行った場合の取扱月日及び取扱後のSF残額とします。</p>	<p>(1) 利用履歴の内容は、<u>当該TOICA乗車券</u>のSFを使用して乗車し、精算し、又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱箇所又は普通旅客運賃収受対象区間、取扱月日及び取扱後のSF残額、チャージを行った場合の取扱月日及び取扱後のSF残額、並びにSFを使用して商品購入等を行った場合の取扱月日及び取扱後のSF残額とします。</p>
(中略)	(中略)
(TOICAのSFの減額)	(TOICAのSFの減額)
<p>第20条 TOICAを第8条第1項の規定により使用する場合、出場時にTOICAのSFから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICAにあつては小児の片道普通旅客運賃を、その他のTOICAにあつては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。</p>	<p>第20条 TOICAを第8条第1項の規定により使用する場合、出場時にTOICAのSFから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICAにあつては小児の片道普通旅客運賃を、その他のTOICAにあつては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。</p>
<p>2 前項の規定により減額する片道普通旅客運賃は、利用エリア及び<u>東海道本線中国府津・熱海間</u>の範囲内において最も低廉となる運賃計算経路により計算します。</p>	<p>2 前項の規定により減額する片道普通旅客運賃は、利用エリア<u>並びに東海道本線中国府津・熱海間、身延線中継沢口・西富士宮間及び高山本線中美濃太田・飛騨古川間</u>の範囲内において最も低廉となる運賃計算経路により計算します。</p>
<p>(注) 東海道本線中国府津・熱海間は利用エリア外です。</p>	<p>(注) 東海道本線中国府津・熱海間、<u>身延線中継沢口・西富士宮間及び高山本線中美濃太田・飛騨古川間</u>は利用エリア外です。</p>
(中略)	(中略)
(TOICA定期券の発売)	(TOICA定期券の発売)
<p>第32条 当社線内完結となる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があつた場合は、経路及び区間が利用エリア内であるときに限って、旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券、同第36条に定める通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。</p>	<p>第32条 当社線内完結となる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があつた場合は、経路及び区間が利用エリア内であるときに限って、旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券、同第36条に定める通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。</p>
<p>2 他の旅客鉄道会社線にまたがる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があつた場合は、当社線の経路及び区間が利用エリア内であり、かつ他の旅客鉄道会社線の経路及び区間が別に定める範囲内であるときに限って、旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券、同第36条に定める通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。ただし、西日</p>	<p>2 他の旅客鉄道会社線にまたがる<u>区間</u>の定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があつた場合は、当社線の経路及び区間が利用エリア内であり、かつ他の旅客鉄道会社線の経路及び区間が別に定める範囲内であるときに限って、旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券、同第36条に定める通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。ただし、</p>
(中略)	<p>3 <u>前項の規定にかかわらず、TOICA乗車券乗降可能駅と利用エリアのうち名古屋以遠（八田方面）の各駅、尾頭橋又は金山以遠（熱田方面）の各駅との相互間に乗車する場合に減額する片道普通旅客運賃は、東海道本線・岐阜・高山本線を経由する運賃計算経路により計算します。</u></p>

現行	改正
<p>本旅客鉄道株式会社線にまたがるTOICA定期券にあつては、身体障害者規則、知的障害者規則及び精神障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。</p> <p>3 連絡運輸となる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があつた場合は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるものうち名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの(ただし、身体障害者規則、知的障害者規則及び精神障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。)、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆箱根鉄道株式会社との連絡運輸となるものうち小田原駅を接続駅とするもの又は株式会社小田急箱根との連絡運輸となるものであるときに限つて、連絡規則第24条に定める通勤定期乗車券、同第25条に定める通学定期乗車券(同条第4項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。)を搭載したTOICA定期券を発売します。</p>	<p>西日本旅客鉄道株式会社線にまたがる<u>区間の</u>TOICA定期券にあつては、身体障害者規則、知的障害者規則及び精神障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。</p> <p>3 連絡運輸となる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があつた場合は、<u>当社線の経路及び区間が利用エリア内であり、かつ</u>近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるものうち名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの(ただし、身体障害者規則、知的障害者規則及び精神障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。)、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆箱根鉄道株式会社との連絡運輸となるものうち小田原駅を接続駅とするもの又は株式会社小田急箱根との連絡運輸となるものであるときに限つて、連絡規則第24条に定める通勤定期乗車券、同第25条に定める通学定期乗車券(同条第4項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。)を搭載したTOICA定期券を発売します。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(TOICA定期券のSFの減額)</p>	<p>(TOICA定期券のSFの減額)</p>
<p>第33条 TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間と券面表示区間外とをまたがって乗車する場合は、当該券面表示区間外の区間は、旅客規則第247条に定める別途乗車として取り扱い、出場時にTOICA定期券のSFから別途乗車区間に対する第20条の規定により計算した片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICA定期券にあつては小児の片道普通旅客運賃を、その他のTOICA定期券にあつては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。ただし、第32条第2項又は第3項の規定により発売したTOICA定期券(愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものは除きます。)で券面表示区間外を乗車する場合であつて、入場又は出場する駅が利用エリア<u>外である</u>ときは、TOICA定期券のSFの減額は行わず、第10条第3項第4号に該当するものとして取り扱います。</p>	<p>第33条 TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間と券面表示区間外とをまたがって乗車する場合は、当該券面表示区間外の区間は、旅客規則第247条に定める別途乗車として取り扱い、出場時にTOICA定期券のSFから別途乗車区間に対する第20条の規定により計算した片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICA定期券にあつては小児の片道普通旅客運賃を、その他のTOICA定期券にあつては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。ただし、第32条第2項又は第3項の規定により発売したTOICA定期券(愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものは除きます。)で券面表示区間外を乗車する場合であつて、入場又は出場する駅が利用エリア<u>内の各駅及びTOICA乗車券乗降可能駅のいずれにも該当しない</u>ときは、TOICA定期券のSFの減額は行わず、第10条第3項第4号に該当するものとして取り扱います。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(<u>利用エリア</u>と他社線を乗り継ぐ場合等の使用方法)</p>	<p>(<u>当社線</u>と他社線を乗り継ぐ場合等の使用方法)</p>
<p>第45条の2 <u>利用エリア</u>と他社線を乗り継ぐ場合の使用方法は、第8条第1項の規定を準用し、<u>接続</u>駅の自動改札機により、<u>利用エリア</u>と他社線</p>	<p>第45条の2 <u>当社及び他社が共同で使用する駅(以下「共同使用駅」といいます。)</u>で<u>当社線</u>と他社線を乗り継ぐ場合の使用方法は、第8条第1項</p>

現行	改正
<p>それぞれの入場及び出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、次の各号に定める場合を除きます。</p>	<p>の規定を準用し、<u>当該</u>駅の自動改札機により、<u>当社線</u>と他社線それぞれの入場及び出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、次の各号に定める場合を除きます。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>2 <u>当社及び他社が共同で使用する駅</u>のうち別表第7に規定する駅で入場する場合であって、他社線のみに乗車するときは、当該駅の自動改札機により入場した後に、当該他社の定める方法により乗車しなければなりません。この場合、第29条第2項の規定にかかわらず、当該駅の入場料金相当額は収受しません。</p>	<p>2 <u>共同使用駅</u>のうち別表第7に規定する駅で入場する場合であって、他社線のみに乗車するときは、当該駅の自動改札機により入場した後に、当該他社の定める方法により乗車しなければなりません。この場合、第29条第2項の規定にかかわらず、当該駅の入場料金相当額は収受しません。</p>
<p>3 他社線に乗車する場合であって、別表第7に規定する駅で出場するときは、当該他社の定める方法により降車した後に、当該駅の自動改札機により出場しなければなりません。この場合、第29条第2項の規定にかかわらず、当該駅の入場料金相当額は収受しません。</p>	<p>3 他社線に乗車する場合であって、<u>共同使用駅のうち</u>別表第7に規定する駅で出場するときは、当該他社の定める方法により降車した後に、当該駅の自動改札機により出場しなければなりません。この場合、第29条第2項の規定にかかわらず、当該駅の入場料金相当額は収受しません。</p>
<p>(<u>利用エリア</u>と他社線をまたがって乗車する場合等)のSFの減額)</p>	<p>(<u>当社線</u>と他社線をまたがって乗車する場合のSFの減額)</p>
<p>第45条の3 旅客が第7条第2項の規定により乗車する場合は、出場駅において、第20条又は第33条の規定による当社の普通旅客運賃と当該他社の定める普通旅客運賃との合算額をTOICA乗車券のSFから減額します。なお、この場合であって、旅客が他社線を通り、前後の当社線にまたがって乗車するときの当社線の普通旅客運賃は、前後の区間それぞれの普通旅客運賃の合算額となります。</p>	<p>第45条の3 旅客が第7条第2項の規定により乗車する場合は、出場駅において、第20条又は第33条の規定による当社の普通旅客運賃と当該他社の定める普通旅客運賃との合算額をTOICA乗車券のSFから減額します。なお、この場合であって、旅客が他社線を通り、前後の当社線にまたがって乗車するときの当社線の普通旅客運賃は、前後の区間それぞれの普通旅客運賃の合算額となります。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p>	<p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p>
<p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、<u>利用エリア内(第35条の2の規定により乗車する場合の新幹線を含みます。以下本条において同じです。)</u>において乗車等の取扱いを行います。</p>	<p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、<u>この約款の定めるところにより当社線</u>において乗車等の取扱いを行います。</p>
<p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券</p>	<p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(9) 西日本旅客鉄道株式会社が<u>発売</u>したICOCA及びICOCA定期券</p>	<p>(9) 西日本旅客鉄道株式会社が<u>発行</u>したICOCA及びICOCA定期券</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用するI</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用するI</p>

現行	改正																																								
<p>Cカード乗車券は、<u>利用エリア内において</u>乗車等の取扱いを行いません。</p> <p>3 第1項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条、第21条第1項、第22条から第25条まで、第29条、第30条、第33条から第37条まで、第42条から第43条の2まで、第45条の2及び第45条の3の規定を準用します。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあっては、<u>利用エリア内</u>の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>6 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号、第3号及び第9号に規定するICカード乗車券のうち携帯<u>電話機等</u>を媒体としたものについては、第8条第3項、同条第4項、第15条及び第17条の規定は準用しません。</p> <p>(以下略)</p>	<p>Cカード乗車券は、乗車等の取扱いを行いません。</p> <p>3 第1項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条、第21条第1項、第22条から第25条まで、第29条、第30条、第33条から第37条まで、第42条から第43条の2まで、第45条の2及び第45条の3の規定を準用します。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあっては、<u>利用エリア内及びTOICA乗車券乗降可能駅における</u>利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>6 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号、第3号及び第9号に規定するICカード乗車券のうち携帯<u>情報端末</u>を媒体としたものについては、第8条第3項、同条第4項、第15条及び第17条の規定は準用しません。</p> <p>(以下略)</p>																																								
<p>別表第1 (第7条第1項) 利用エリア</p>	<p>別表第1 (第7条第1項) 利用エリア</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>線区名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海道本線 (注)</td> <td>熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間</td> </tr> <tr> <td>御殿場線</td> <td>国府津・沼津間</td> </tr> <tr> <td>身延線</td> <td><u>富士・西富士宮間</u></td> </tr> <tr> <td>飯田線</td> <td>豊橋・本長篠間</td> </tr> <tr> <td>武豊線</td> <td>大府・武豊間</td> </tr> <tr> <td>中央本線</td> <td>中津川・金山間</td> </tr> <tr> <td>太多線</td> <td>多治見・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>高山本線</td> <td>岐阜・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>関西本線</td> <td>名古屋・亀山間</td> </tr> </tbody> </table>	線区名	区間	東海道本線 (注)	熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間	御殿場線	国府津・沼津間	身延線	<u>富士・西富士宮間</u>	飯田線	豊橋・本長篠間	武豊線	大府・武豊間	中央本線	中津川・金山間	太多線	多治見・美濃太田間	高山本線	岐阜・美濃太田間	関西本線	名古屋・亀山間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>線区名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海道本線 (注)</td> <td>熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間</td> </tr> <tr> <td>御殿場線</td> <td>国府津・沼津間</td> </tr> <tr> <td>身延線</td> <td><u>甲府・緞沢口間及び西富士宮・富士間</u></td> </tr> <tr> <td>飯田線</td> <td>豊橋・本長篠間</td> </tr> <tr> <td>武豊線</td> <td>大府・武豊間</td> </tr> <tr> <td>中央本線</td> <td>中津川・金山間</td> </tr> <tr> <td>太多線</td> <td>多治見・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>高山本線</td> <td>岐阜・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>関西本線</td> <td>名古屋・亀山間</td> </tr> </tbody> </table>	線区名	区間	東海道本線 (注)	熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間	御殿場線	国府津・沼津間	身延線	<u>甲府・緞沢口間及び西富士宮・富士間</u>	飯田線	豊橋・本長篠間	武豊線	大府・武豊間	中央本線	中津川・金山間	太多線	多治見・美濃太田間	高山本線	岐阜・美濃太田間	関西本線	名古屋・亀山間
線区名	区間																																								
東海道本線 (注)	熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間																																								
御殿場線	国府津・沼津間																																								
身延線	<u>富士・西富士宮間</u>																																								
飯田線	豊橋・本長篠間																																								
武豊線	大府・武豊間																																								
中央本線	中津川・金山間																																								
太多線	多治見・美濃太田間																																								
高山本線	岐阜・美濃太田間																																								
関西本線	名古屋・亀山間																																								
線区名	区間																																								
東海道本線 (注)	熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間																																								
御殿場線	国府津・沼津間																																								
身延線	<u>甲府・緞沢口間及び西富士宮・富士間</u>																																								
飯田線	豊橋・本長篠間																																								
武豊線	大府・武豊間																																								
中央本線	中津川・金山間																																								
太多線	多治見・美濃太田間																																								
高山本線	岐阜・美濃太田間																																								
関西本線	名古屋・亀山間																																								
<p>(注) 東海道新幹線を除きます。</p> <p>(中略)</p>	<p>(注) 東海道新幹線を除きます。</p> <p>(中略)</p>																																								
<p>別表第2 <u>削除</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別表第2 (第7条の3) <u>TOICA乗車券乗降可能駅</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>線区</u></td> <td><u>TOICA乗車券乗降可能駅</u></td> </tr> <tr> <td><u>高山本線</u></td> <td><u>下呂、高山、飛騨古川</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	<u>線区</u>	<u>TOICA乗車券乗降可能駅</u>	<u>高山本線</u>	<u>下呂、高山、飛騨古川</u>																																				
<u>線区</u>	<u>TOICA乗車券乗降可能駅</u>																																								
<u>高山本線</u>	<u>下呂、高山、飛騨古川</u>																																								

附則

この通達は、2025年10月1日から施行する。